

2月の税務

- 2月1日から3月15日まで
1 前年分贈与税の申告
- 2月10日
2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 2月16日から3月15日まで
3 前年分所得税の確定申告
- 2月28日
4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
7 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
9 消費税の年税額が4800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分) (消費税・地方消費税)
● 2月中において市町村の条例で定める日
10 固定資産税(都市計画税) の第4期分の納付

毎日寒さが厳しいですが、いかがお過ごしでしょうか。令和5年にむりいよいよ、必ず対応が本格化してきました。全国各地を回って、皆様の心配事がより具体的になり、切実を感じています。

今は、令和5年のインボイスの税制改正のうち事務処理の部分をご案内したいと思います。特に累縦支票として「少額債権等のインボイス発行義務の見直し」があります。

今は、一万未満の債権返却是、電子化されましたが、それだと振込手数料分差し引くだけても債権立てとこつもなく事務負担が大きくなります。また、中小事業者の事務負担軽減措置として、2期前(個人2年前)の課税未上が一億円以下の事業者は一円未満の支払いになります。また、中小事業者の事務負担の記載のみでよくなります。

この期間は令和5年10月から令和11年の9月末までの6年間です。これらは事業規模や期間の要件がありますが、中小事業者にとって車両負担とりスワは軽減される見立です。引き続き案内していくた

(中止)

中央税務会計事務所ニュース

2月号

【令和4年分】所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月16日(木)～3月15日(水)▲

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和5年2月16日から同年3月15日までとなっています。

必要書類等のご用意はお早めに――。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納精算する手続です。

課税される所得の種類は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、時所得、山林所得、退職所得に分類されます。

ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

各族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、賃貸料、使用料などの支払を受けた在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

- ① 給与の収入金額が200万円を超える
- ② 給与を1か所から受け取って、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受け取って、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかつた給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える

確定申告書と同様、修正申告書も簡素化されました。これまで修正申告の際には「第一表」と「第五表」の提出が必要でしたが、第五表が廃止となり、その代わりに第一表へ「修正申告」欄を追加する形で統合されました。

◆第五表（修正申告書）が廃止

◆住宅ローン控除率引下げによる人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

令和4年適用初年度分から住宅借入金等特別控除の控除率が0・7%（従前1%）に引下げられました。

【主な留意事項】

令和4年分の確定申告は、主に次のような変更がありますので留意しましょう。

◆申告書A様式が申告書B様式に一本化

会社勤めの人人が医療費控除を受ける際や、給与と年金がある人などが使用していた「申告書A」が廃止され、「申告書B」に統合され、申告書の名称もA・Bの区分けなく「申告書」となり、様式が一本化されました。

確定申告 Q & A

確定申告の時期には全国で2,000万人を超える納税者の方々が確定申告を行います。

そこで、この時期に税務署への問い合わせが多い項目の中から「確定申告が必要な方」と「誤りの多い事例」について的一般的な回答を掲載しましたので、確定申告の際の参考にして下さい。(国税庁HPより一部抜粋・改変)

Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある人は、どのような人ですか。

A. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある方は次のような方です。

① 紹介所得がある方

紹介所得者の大部分の方は、「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されますので申告は不要ですが、一定の要件に当てはまる方は確定申告が必要です。(P. 1参照)

② 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方は、確定申告が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

(※) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(※) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳細は、お住まいの市区町村の窓口にお尋ね下さい。

③ 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものについては確定申告が必要です。

(※) 退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税及び復興特別所得税は源泉徴収により課税が済むことになりますので、申告書の提出は不要です。

④ ①～③以外の方の場合

各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告が必要です。

Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告で、誤りの多い事例にはどのようなものがありますか。

A. 次のような誤りが多く見受けられますので、ご注意下さい。

副収入の申告漏れ

インターネットによる副業などで得た所得についても合わせて申告する必要があります。

また、暗号資産の売却又は使用で生じる所得についても合わせて申告する必要があります。

給与所得・雑所得の計算誤り

令和2年分から給与所得控除額・公的年金等控除額が一律10万円引下げられ、控除上限額が変更されました。

また、令和2年分から一定の場合に給与所得から所得金額調整控除額を差し引く必要があります。

一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要がないか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認して下さい。

また、競馬など公営競技の払戻金は課税の対象となりますので、高額な払戻金を受けた場合には、申告が必要となることがあります。ご注意下さい。

医療費控除の計算誤り

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額は、(その給付の目的となった医療費の金額を限度として)支払った医療費の額から差し引きます。

寄附金控除の適用漏れ（ふるさと納税を行った方）

確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、令和4年中に支払った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません（平成18年12月31日までに締結し、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないなど一定の旧長期損害保険契約等を除きます）。

寡婦控除、ひとり親控除の適用漏れ

寡婦かひとり親に該当する方は、寡婦控除又はひとり親控除が受けられます。

配偶者控除及び配偶者特別控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができません。

また、配偶者控除を受ける方（配偶者の合計所得金額が48万円以下の方）は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

基礎控除の記載漏れ・適用誤り

合計所得金額が2,500万円を超えている方は、基礎控除を受けることができません。

合計所得金額が2,400万円以下の方は、48万円の基礎控除が受けられますので、必ず記入して下さい。

合計所得金額が2,400万円を超え2,500万円以下の方は、その合計所得金額に応じた控除額を記入して下さい。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用誤り

①入居した年及びその年の前2年に譲渡所得の課税の特例（3,000万円の特別控除など）を適用しているとき及び入居した年の翌年以後3年以内に入居した住宅及びその敷地以外の一定の資産の譲渡について譲渡所得の課税の特例（3,000万円の特別控除など）を適用しているときは、住宅借入金等特別控除を受けることはできません。

②住宅取得等資金の贈与の特例を受けている場合には、住宅借入金等特別控除額の計算において、その特例を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて計算します。

復興特別所得税額の記載漏れ

平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。